# 随 契 理 由 書

## 工事名 大阪府立女性自立支援センター 高圧引込線補修工事

#### 1 随契理由

本工事は、大阪府立女性自立支援センターに係る高圧引込線が、経年劣化に伴う設備機能維持のため更新が必要なことから緊急的に補修工事を行うものである。

工事施行にあたっては、当初、複数の工事請負事業者から見積書を徴収したうえで、一番安価な価格を提示した株式会社トラストと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 8 月 3 0 日付けで随意契約を締結し、工期内竣工に向け、高圧引込線の機材の調達及び施設における施工可能日等の調整をすすめてきたところである。

このような中、令和3年10月27日に現場着工し、予備線から新たに高圧引込線を通す工法で作業を始めたところ、当センターの電気室を出たあたりでワイヤーが通らないトラブルが発生した。ワイヤーを通すことを何度も試みたが通らず予備線が壊れている可能性があるため、予備線での施工をあきらめ既設の線を抜いたうえで、そこを通す工法に変更し試みてみたが、ウインチで既設の線を引っ張っても抜けない状態であることが判明した。強く引っ張りすぎると既設の線を痛めてしまう可能性があったため、一旦施工を中止し復旧作業をせざるを得ないこととなった。

現場において受注業者が詳細を確認したところ、2か所(電気室を出た施設敷地内、施設入口付近の電柱からの引込)で配管がL字に曲がってしまう等のトラブルが生じていることが判明した。

本工事を施工するためには新たに判明した補修箇所等への対応が必要であり、そのためには 敷地内アスファルト舗装の掘削作業や関電の引込柱変更など、当初工事内容に含まれていない 工事を追加で行う必要があることから、工期を令和4年2月28日まで延期するとともに、追 加工事に伴う工事費を増額変更する必要がある。

ついては、本工事施工にあたっては、上記のとおり「当初予期し得なかった事情の変化等により追加工事」が必要となっており、現に契約履行中の工事に直接関連する工事であることから、現に履行中の工事請負事業者以外に履行させることが不利(現工事請負事業者において高圧引込線等の資材も既に購入済み。工事請負事業者を変更することは価格的に不利。)であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく随意契約により変更契約を締結することとする。

## 2 変更内容

## ア) 工期の変更

「令和3年8月30日 から 令和3年12月24日 まで」を 「令和3年8月30日 から 令和4年2月28日 まで」に改める。

#### イ)請負代金額等の変更

請負代金額「金 2,403,500 円 | を「金 5,285,500 円 | に改め、

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額「金 218,500 円」を「金 480,500 円」に 改める。